

平成26年雇第17号

主 文

公共職業安定所長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした雇用保険法（昭和49年法律第116号）による介護休業給付金を支給しない旨の処分は、これを取り消す。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした雇用保険法（以下「法」という。）による介護休業給付金を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

- (1) 請求人は、A県B市所在の会社C（以下「事業所」という。）に雇用されていたが、母親の再婚相手である父親（以下「継父」という。）の介護を行うため、平成〇年〇月〇日より同年〇月〇日まで介護休業を取得した。取得に当たり、事業所は、同年〇月中旬に安定所長から、介護対象者が養子縁組を伴わない母親の再婚相手であっても介護休業給付の受給は可能である旨確認した。
- (2) 平成〇年〇月〇日、請求人は事業所を通じて介護休業給付金支給申請書を郵送にて安定所長に送付したが、継父と請求人との間で養子縁組の事実が確認できないことから、同年〇月〇日、安定所長は介護休業給付金を支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）を行った。また、同月〇日、安定所長は平成〇年〇月中旬の事業所に対する養子縁組等に係る事実確認において、誤った回答をしていたことを謝罪した。
- (3) 請求人は、本件処分を不服として、雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、安定所長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした介護休業給付金受給資格を否認した処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 介護休業給付金は、被保険者が父母及び子等の家族を介護するための休業をした場合に支給されるものであるが、雇用保険制度においてこのような給付を行う趣旨は、労働者が介護休業のため働くことができず、賃金収入の全部又は一部を喪失する状態をそのまま放置することは、親等を介護する労働者がその職業生活を円滑に継続するために必要とする介護休業の取得を困難とし、その後の円滑な職場復帰にも支障を生じることにより、さらに深刻な保険事故である「失業」に結びつきかねないことから、これを「失業」に準じた職業生活上の事故としてとらえ、雇用の継続を援助、促進するための給付を行うことにより雇用の安定を図るものである。

(2) そこで、制度の趣旨や本件に係る経緯等に照らし、安定所長が請求人に対してした本件処分が妥当と認められるか否かについて、以下検討する。

ア 安定所長は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）における親子の意義についても主張するが、本件の検討に当たっては、法第61条の6について検討すれば足りるものと判断する。

イ また、安定所長は、法第61条の6が定める介護休業給付金については、給付の対象となる親子関係について、行政解釈上、「法律上の親子に限る」とされているところ、請求人と継父は、介護休業給付金の支給申請時において、両者の間には養子縁組がなされておらず、法律上の親子関係にないことから、

請求人の受給資格を否認したとしている。

ウ 一方、請求人の提出した「DとEの親子関係に関して」と題する文書には、請求人と継父の関係について具体的に記載され、その主張は十分に首肯できる内容であるところ、これによれば、約13年間にわたり、実の親子同然の関係が築かれていること、実母と継父の間には法律上の婚姻関係があること、介護の際に継父を引き取りかつ事実上扶養していることが認められる。養子縁組があることによって「親子」であるという確認を行うことには合理性があるものの、介護を行う労働者や介護対象となる家族の財産状況や親族関係等によっては、養子縁組を選択することを回避せざるを得ないこともある。このため、養子縁組という形式要件がないことのみをもって、直ちに当該親子同然の関係について、介護休業給付の対象とはならないこととすれば、実際に引取りや同居によって介護をしたいと希望する労働者にとっては、結果として雇用保険法の定める本来の趣旨を外れ、社会通念上、整合性のとれない場合が発生し得るものと思料する。

当審査会としては、本件については、実態上、明らかに親子同然の関係が形成され、実母と継父の関係が法律婚であって権利濫用の危険性が低く、さらに、介護時に同居しかつ扶養していると認められることから、介護休業給付金を支給するとしても、同給付制度の趣旨に沿ったものということができ、養子縁組がないことのみをもって直ちに当該給付金の支給が否定されるものではないと判断する。

エ また、本件においては、介護休業の取得段階において、事業所を通じて養子縁組の必要性を確認した際に、不要であるとの回答が安定所長から行われ、この誤った教示がなされたにもかかわらず、本件処分に至ったという経緯に鑑みても、一連の事務処理は不適切なものといわざるを得ない。

(3) したがって、介護休業給付金が、法律上の親子関係の成立を前提としているとしても、法第61条の6の趣旨や上述の実態等に照らして総合的に判断すると、本件については、特例として支給の対象として取り扱うことが相当であり、介護休業給付金に係る受給資格を認めないとする本件処分は、妥当性を欠くものといわざるを得ない。

3 以上のとおりであるから、安定所長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした介護休業給付金を支給しない旨の処分は失当であって、取消しを免れない。

よって主文のとおり裁決する。